



国民健康保険料に関するお知らせ

国民健康保険料は、本市の医療費の状況により毎年算定しています。本市は1人当たりの医療費が県内でも高く、そのため保険料も高くなっています。平成25年度の1人当たりの医療費は微増しているものの医療費総額がほぼ横ばいだったため、保険料率は昨年度と同程度となりました。

国民健康保険財政の運営のため、加入者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

●国民健康保険料の算定方法と平成26年度の保険料率

1年間の保険料 = 医療分 + 後期高齢者支援分 + 介護分※

	医療分	後期高齢者支援分	介護分※
所得割	9.9%	3.2%	3.5%
均等割	25,800円	8,400円	9,000円
平等割	24,900円	7,800円	6,300円
賦課限度額	510,000円	160,000円	140,000円

※介護分は、世帯内の国保加入者の中に40歳から64歳までの人がいない場合はかかりません。

- 所得割…前年の所得金額から33万円を引いた額に表中の料率をかけて算出した額
- 均等割…被保険者1人につき負担してもらう額
- 平等割…1世帯につき負担してもらう額

●国民健康保険料の納め方

同一世帯の被保険者の保険料を世帯主に納めていただきます。

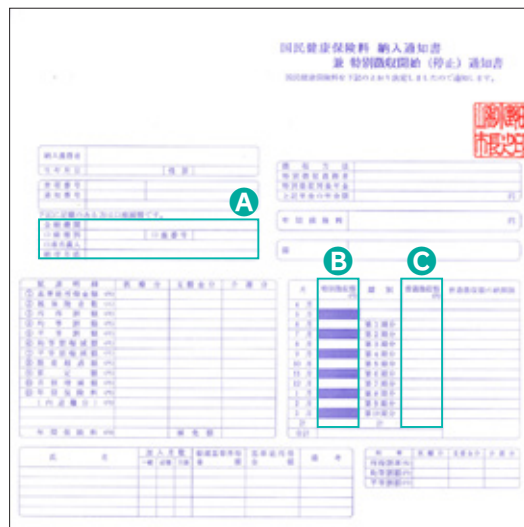
■普通徴収

口座振替または納付書で納めてください。納入通知書(右写真)のCの部分に納付金額、口座振替の場合はAの部分に金融機関名を記載しています。また、納付書は各期1枚ずつ(最高10枚)お送りしていますので、期別と納期を確認のうえ、納期限の近いものから使用してください。

※保険料の納付は、口座振替が便利です。口座振替での納付を希望される人は、通帳と届出印をお持ちのうえ、世帯主名義の預貯金口座のある市内金融機関で申し込んでください。

■特別徴収

1年間の保険料を、6回に分けて年金から差し引きされます。納入通知書Bの部分に納付金額を記載しています。



▲納入通知書兼特別徴収開始(停止)通知書

手数料無料 コンビニ等で納付できます

利用できる店舗は、納付書の裏面に記載していますので、ご確認ください。なお、次のような納付書は使用できませんので、ご注意ください。

- 金額を訂正したもの
- 金額が30万円を超えるもの
- 納期限を過ぎたもの
- バーコードが読み取れないもの

●問い合わせ先 国保年金課 (082・1177)